

身体拘束適正化のための指針

法人名 社会福祉法人 芳醇会

所在地 長浜市湖北町山本4290

身体拘束適正化のための指針

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、当法人は利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害への理解と拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をしない支援の実施に努めるものとする。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止

サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 障害福祉サービスの身体拘束等の原則禁止

指定障害者支援施設等は、障害福祉サービス提供にあたり、当該利用者または他の利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(3) 緊急やむを得ない場合の例外3要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかしながら、次の3つの要件を満たす状態にある場合は、それらの要件等の手続きが慎重に実施されているケースについて必要最低限の身体拘束を行うことがある。

①切迫性:

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性:

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性:

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、上記の3要件を全て満たすことが必要となる。

2. 身体拘束廃止に向けての基本指針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束等適正化委員会を中心に十分なる検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高く、切迫性・非代替性・一時性の3要件を全て満たした場合のみ、本人または家族への説明同意を得て行う。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い、可能な限り早期に拘束を解除すべく努力する。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に次のことに取り組む。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応に心掛ける。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的な生活を送れるように努める。

3. 身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会（管理者会議）を設置する。

①設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束等適正化委員会の開催

委員会の開催は3ヶ月に1度の定期開催とし、必要に応じてその都度開催する。緊急な事態(数時間以内に身体拘束を要す場合等)が生じた時は、介護職員より副理事長または施設長(代理)に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催する。委員会に参加できない職員等がある場合は事前に意見を聞く等の処置を講じる。

③身体拘束等適正化委員会の構成

管理者会議メンバーとする。

(2) 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本指針

①当法人では職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上開催するものとし、新規採用職員には、採用時に行うものとする。

②研修の内容

身体拘束適正化のための研修内容は基礎的な内容等に加え、現場におけるあらゆるケースを想定したものとする。

③研修の記録と保存期限

身体拘束適正化のための研修記録等については、事務長が会議録を作成する。なお、その記録は5年間保存する。

4. 緊急をやむを得ず身体拘束を行う場合の報告等の方法

本人または利用者の生命または身体を保護する為の措置として緊急をやむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、次の手順に従って実施する。

(1) カンファレンスの実施

緊急をやむを得ない状況になった場合、身体拘束等適正化委員会（管理者会議メンバー）でカンファレンスを行い、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクに加え、①切迫性、②非代替性、③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

(2) 緊急をやむを得ない身体拘束に関する説明書【記録1】への記載

身体拘束を行うことを選択した場合は、「緊急をやむを得ない身体拘束に関する説明書」【記録1】を作成する。また、廃止に向けた取り組み改善検討会を早急に行い実施に努める。

(3) 利用者本人や家族に対する説明

利用者本人や家族に対して身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を説明し、署名・印を取り入れる。また、身体拘束の同意期限を

終え、なお拘束を必要とする場合は、その内容と方向性、利用者の状態などを確認したうえで、利用者本人や家族の同意を得たうえで実施する。

(4) 記録と再検討、保存期限

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられている。「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」【記録2】を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は5年間保存する。

(5) 身体拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者、家族に報告する。なお、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合があるが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族（保証人等）に連絡し経過報告するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく同様の対応を実施する。

<身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ア) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- イ) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ウ) 自分で降りられないように、ベッド権(サイドレール)で囲む。
- エ) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- オ) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- カ) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- キ) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ク) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ケ) 他人への迷行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- コ) 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- サ) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

5. 身体拘束の廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

6. 当該指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページに公開する。

以上

(附則)

令和4年4月1日制定

令和5年12月31日改定